

《令和6年度》

第1回 大桑コミュニティセンター運営委員会
—資 料—

日時 令和6年6月6日(木)

(午後2時～)

場所 大桑コミュニティセンター

(2階 講堂)

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 正副委員長の選任

5. 正副委員長あいさつ

6. 議 事

(1) 大桑コミュニティセンター運営委員会について

(2) 令和6年度大桑コミュニティセンター予算について

(3) 令和6年度大桑コミュニティセンター講座申込状況について

(4) 令和5年度「大桑コミュニティセンター」利用状況について

(5) 令和5年度「市民サービスセンター大桑」利用状況について

(6) その他

7. 閉 会

(1) 大桑コミュニティセンター運営委員会について

【コミュニティセンター運営委員会の概要】

1 名 称

加須市立大桑コミュニティセンター運営委員会

2 委員構成 (15人以内)

【選出構成】

- (1) コミュニティセンターを利用する団体の代表者
- (2) コミュニティ事業又は生涯学習事業の講師又は参加者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市内の公共的団体等の代表者
- (6) 市長が必要と認める者

3 事務内容

次のような事務についてご意見をいただきます。

- (1) コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
- (2) コミュニティ事業に関すること。
- (3) 生涯学習事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

4 任 期 (2年)

委嘱日：令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

5 会議の開催回数

年2回 ※大桑地区文化祭実行委員会は別途開催とします。

6 委員謝金

1人当たり、1,200円/回

大桑コミュニティセンター運営委員会委員名簿

資料1-2

No.	氏 名	団 体 等 名	備 考
1	福田 英美	無宗窯窯元・陶芸家	
2	吉岡 敏朗	アルハンブラ・ギタークラブ代表	
3	三原 幸子	元食生活改善推進員協議会大桑地区代表	
4	秋葉 治男	元川口コミュニティセンター所長	
5	栗原 利行	大桑地区スポーツ協会会長	
6	小西 和子	母子愛育連合会加須支部大桑愛育班班長	
7	尾高 幸江	大桑地区民生委員・児童委員協議会会長	
8	杉田 貴洋	大桑小学校PTA会長	
9	二階堂 朝光	大桑小学校校長	
10	杉山 良子	元加須市立第三保育所所長	
11	杉本 三郎	元加須市立大桑公民館館長・参与	
12	倉田 茂	大桑地区第二区区長	
13	井上 明子	花崎北第三区町内会会長	
14	稲葉 美夫	生涯学習講座受講者	
15	新井 敏夫	加須市社会福祉協議会大桑支部支部長	

(任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日)

(2) 令和6年度 大桑コミュニティセンター事業予算について(抜粋)

資料2

家庭の学びと地域の絆推進事業

(単位 円)

区 分	前 年 度	今 年 度	比較増減	説 明
7 報償費	0	10,000	10,000	家庭教育学級講師謝金
合 計	0	10,000	10,000	

生涯学習きっかけづくり支援事業

区 分	前 年 度	今 年 度	比較増減	説 明
7 報償費	190,000	203,000	13,000	主催講座講師謝金
8 旅費	17,600	0	△ 17,600	
10 需用費	31,000	31,000	0	主催講座消耗品費
合 計	238,600	234,000	△ 4,600	

地区文化祭振興事業

区 分	前 年 度	今 年 度	比較増減	説 明
18 補助金	95,000	95,000	0	地区文化祭補助金
合 計	95,000	95,000	0	

総 計	333,600	339,000	5,400	
-----	---------	---------	-------	--

コミュニティセンター管理運営事業(市民協働推進課一括予算から抜粋)

区 分	前 年 度	今 年 度	比較増減	説 明
7 報償費	36,000	36,000	0	運営委員謝金
10 需用費	25,000	40,000	15,000	事務用品・消耗品等
合 計	61,000	76,000	15,000	

総 計	394,600	415,000	20,400	
-----	---------	---------	--------	--

(3) 令和6年度 大桑コミュニティセンター講座申込状況について

資料3

(令和6年5月25日現在)

【一般講座】

No.	講座名・内容等	講 師	回数	開講時期	募集定員	申込者実数
1	やさしい色合い「草木染」 藍染め、あかね染めなどを楽しめます (ハンカチ、エコバック、シルクストールなどを染めます) ※材料費 5500円	大塚 浩美 先生(深谷市在住)	3回	8月～9月 (各水曜日)	8人	1人
2	陶芸(会場:当センター及び無宗窯) 抹茶茶碗、半筒系茶碗などを電動ロクロでつくります (最後にお手製茶碗でお茶会も予定) ※材料費 5000円	福田 英美 先生(加須市在住)	6回	6月～9月 (各月曜日)	8人	11人
3	フラワーアレンジメント プレート飾り、色鮮やかなプリザードフラワー、苔玉などときめきの実践体験 ※材料費 6000円	川畑 久子 先生(加須市在住)	3回	9月～10月 (各木曜日)	8人	8人
4	手づくり手さげバッグ 「パッチワーク入り」 手づくりの良さが伝わります お散歩などの際の小物入れに最適です ※材料費 2000円	臺 由起子 先生(加須市在住)	3回	7月～8月 (各木曜日)	8人	8人
5	郷土史「騎西城の歴史」 戦国時代の関東の覇権争いと騎西城の歴史(出土品)について ※参加費 無料	平澤 香 先生(久喜市在住)	2回	8月～9月 (各木曜日)	20人	7人
6	渋沢栄一と論語 渋沢栄一の経営哲学や生き方には論語が深く関わっています 論語を学び、普段の生活に生かしていきませんか ※参加費 無料	渡邊 章 先生(加須市在住)	3回	11月～12月 (各木曜日)	20人	7人
7	男性料理教室 家庭で手軽にできる料理づくりに参加してみませんか 料理の手順、味付け、栄養バランスが一段とアップします ※材料費 4500円	伊藤 由紀子 先生(加須市在住)	3回	11月～12月 (各月曜日)	8人	4人

【いきいきマイライフ】

回数	内 容 等	講 師・出 演 者	参加費	開講日時	募集定員	申込者実数
1	オープニング ファンタジー 「楽しいトークとマジック」	石和田 好男(加須市在住)	無料	6/21(金) 午後1:30～	20人	18人
2	知っておきたい マネープラン	明治安田生命保険相互会社 (加須羽生営業所 宮森所長)		7/19(金) 午後1:30～		
3	交通事故防止/防犯対策(特殊詐欺)	加須警察署 交通課 生活安全課担当		9/20(金) 午後1:30～		
4	健康増進/手術支援ロボットの現状	羽生総合病院 地域医療連携室		10/4(金) 午後1:30～		
5	地球温暖化とSDGs	埼玉県環境科学国際センター担当部長		11/15(金) 午後1:30～		
6	①一人ひとりが活躍できる社会 ②音楽発表(アカペラ)	①加須市教育委員会 生涯学習課職員 ②発表団体「アカペラフォー」		12/6(金) 午後1:30～		
7	いっしょに楽しもう 「新春」演劇鑑賞	発表団体「宇宙劇団」		1/17(金) 午後1:30～		

【日曜午後のミニライブ】

回数	内 容 等	講 師・出 演 者	参加費	開講日時	募集定員	申込者実数
1	リコーダー演奏会 「優しい音色で心地よい音楽を」	リコーダーアンサンブル まざあくうす	無料	6/30(日) 午後2時～	20人	25人
2	マンドリン演奏会 「楽しいトークとマンドリン演奏」	リバーシティマンドリーノ		7/21(日) 午後1:30～		
3	合唱(コーラス) 「秋の合唱 心つたわる歌」	アンサンブルたんぽぽ		11/24(日) 午後1:30～		
4	ギター演奏会 「年末を心やすらぐ音楽で」	アルハンブラ・ギタークラブ		12/15(日) 午後1:30～		

※ 大桑地区文化祭

10月26日(土)、27日(日)

(4)令和5年度 大桑コミュニティセンター利用状況について

資料4-1

ア 利用団体別の利用状況

(令和6年3月31日現在)

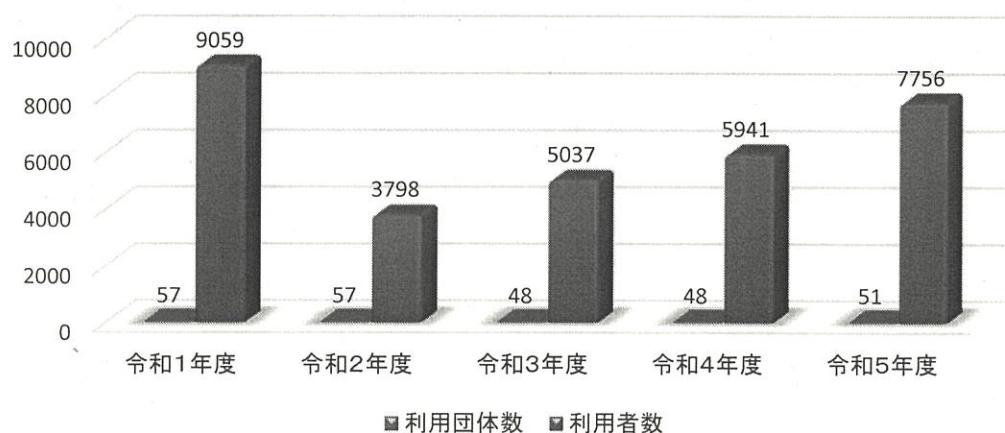
月 別	利 用 件 数 (件)					利用者延べ人数 計(人)
	合 計	講 座	クラブ サークル	公共団体 公共的団体	個人・民間 事業所	
4月	57	0	46	10	1	1,256
5月	61	1	50	9	1	540
6月	62	3	50	6	3	551
7月	64	5	50	6	3	663
8月	45	4	35	5	1	584
9月	61	6	44	9	2	592
10月	55	2	48	4	1	546
11月	59	3	51	4	1	554
12月	62	4	50	6	2	566
1月	58	1	50	6	1	678
2月	54	1	43	7	3	520
3月	62	0	52	8	2	706
合 計	700	30	569	80	21	7,756

※公共的団体

行政各課・委員会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、母子
愛育会、スポーツ協会、自治協力団体など公共的活動を営む団体

【参考資料】

利用団体数及び施設利用者数の推移



(4) 令和5年度 大桑コミュニティセンター利用状況について

資料4-2

イ 部屋別の利用状況

(令和6年3月31日現在)

月 別	部 屋 別 の 利 用 件 数 (件)					利用者延べ人数 計(人)
	合 計	講 堂 (99.2㎡)	和 室 (56.0㎡) (28畳)	料理実習室 (40.0㎡)	図書室 (64.8㎡)	
4月	63	17	24	0	22	1,256
5月	66	24	20	0	22	540
6月	70	22	23	3	22	551
7月	77	27	24	2	24	663
8月	50	19	20	0	11	584
9月	62	22	15	0	25	592
10月	59	25	18	0	16	546
11月	64	24	22	2	16	554
12月	63	28	15	2	18	566
1月	66	23	22	5	16	678
2月	61	21	17	6	17	520
3月	72	20	23	10	19	706
合 計	773	272	243	30	228	7,756

(5)令和 5年度 市民サービスセンター大桑 利用状況について

資料5

① 証明書交付状況

(令和6年3月31日現在)

月	住民票等		印鑑証明		戸 籍		市民課取扱証明		税証明		合 計		金 額	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	市民課	税務課
4	18	23	13	23	9	10	40	56	1	1	41	57	11,400	150
5	12	15	8	12	10	13	30	40	2	2	32	42	9,900	150 ※車検用1
6	28	33	22	37	8	9	58	79	11	15	69	94	14,550	2,250
7	27	28	16	24	8	9	51	61	8	15	59	76	11,850	2,250
8	23	23	18	27	6	6	47	56	6	7	53	63	10,200	1,050
9	13	14	19	27	4	4	36	45	3	7	39	52	7,950	1,050
10	20	22	19	24	4	4	43	50	4	4	47	54	8,700	600
11	25	27	21	30	2	2	48	59	5	6	53	65	9,450	750 ※車検用1
12	17	17	21	34	7	9	45	60	4	4	49	64	12,150	300 ※車検用2
1	19	19	19	26	2	3	40	48	2	2	42	50	8,100	300
2	13	13	17	24	3	3	33	40	2	2	35	42	6,900	150 ※車検用1
3	25	28	25	29	4	4	54	61	1	1	55	62	10,350	150
計	240	262	218	317	67	76	525	655	49	66	574	721	121,500	9,150
月平均	26.7	29.1	24.2	35.2	7.4	8.4	58.3	72.8	5.4	7.3	63.8	80.1		

※軽自動車車検用
税証明は無料市民課分
¥121,500税務課分
¥9,150市民課分
¥121,500

加須市立コミュニティセンター運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市立コミュニティセンター条例（平成22年加須市条例第113号）第16条の規定により各コミュニティセンターに置く加須市立コミュニティセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
- (2) コミュニティ事業に関すること。
- (3) 生涯学習事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) コミュニティセンターを利用する団体の代表者
- (2) コミュニティ事業又は生涯学習事業の講師又は参加者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市内の公共的団体等の代表者
- (6) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、各コミュニティセンター、コミュニティセンターを所管する課及び教育委員会生涯学習部生涯学習課において共同して処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(設置及び目的)

第1条 大桑コミュニティセンターを会場として、地区住民その他の当該センター利用者の各種学習成果を展示・発表する大桑地区文化祭（以下「地区文化祭」という。）の円滑な運営を図るため、大桑地区文化祭実行委員会（以下「実行委員会」）を置く。

(事業)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区文化祭の普及及び振興に関する事業
- (2) 地区文化祭を通じ、地域住民の学習意欲の向上及び生涯学習の振興を図る事業
- (3) 郷土への理解を深め、市民相互の連帯意識を高める事業
- (4) その他目的の達成に必要な事業

(組織)

第3条 実行委員会は、委員30人以下をもって組織する。

- (1) 大桑コミュニティセンターを利用する団体の代表者又は所属する者
- (2) 地区内の生涯学習関係又は社会教育関係の団体の代表者又は所属する者
- (3) 地区内の公共的団体等の代表者又は所属する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 前項に規定する役員は、委員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、委員の任期による。

(役員の職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 実行委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 実行委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 実行委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、特に必要と認めた場合又は急を要する場合は、書面による会議とすることができる。

(事務局等)

第8条 実行委員会の庶務を所管するため、事務局長及び事務局を置く。

2 事務局長は、大桑コミュニティセンター生涯学習推進員をもって充てる。

3 事務局は、大桑コミュニティセンターとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が実行委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(大桑公民館文化祭実行委員会規約の廃止)

2 大桑公民館文化祭実行委員会規約（平成20年年9月1日施行）は、廃止する。

(大桑地区文化祭実行委員会規約の廃止)

3 大桑地区文化祭実行委員会規約（令和5年8月24日施行）は、廃止する。